

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県一関市宮下町8番11号

氏名 大森工業株式会社 代表取締役 大森 琢哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 平成31年 3月30日

許可の有効年月日 令和 6年 3月29日

## 1. 事業の範囲

## (1) 中間処理（焼却処理）

取扱う産業廃棄物

- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず

以下余白

## (2) 中間処理（破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

## (3) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

## 2 事業の用に供するすべての施設

## (1) 焼却施設

ア 設置場所 岩手県盛岡市川又字奴屋敷61番地6  
イ 設置年月日 平成3年8月12日  
ウ 処理能力 4.8t/日 (0.6t/時間)  
エ 設置許可年月日 平成10年4月21日  
オ 設置許可番号 環整第74-16号  
カ 保管施設 別表のとおり

## (2) 破碎施設

ア 設置場所 岩手県盛岡市川又字奴屋敷61番地34  
イ 設置年月日 平成12年8月10日  
ウ 処理能力 320t/日 (40t/時間)  
エ 設置許可年月日 平成13年6月11日  
オ 設置許可番号 資循第24-5号  
カ 保管施設 別表のとおり

## (3) 移動式破碎施設

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県一関市山目字館67番3）  
イ 設置年月日 平成7年2月20日

(以下、裏面記載)

ウ 処理能力 297.52t/日 (37.19t/時間)  
エ 設置許可年月日 平成13年6月28日  
オ 設置許可番号 資循第24-9号  
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年	3月30日	当初許可
平成16年	3月30日	更新許可
平成21年	3月30日	更新許可
平成26年	3月30日	更新許可
平成31年	3月11日	変更届出書受理 (移動式破碎施設の駐機場所を変更したこと。)
平成31年	3月30日	更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

(1) 焼却施設

所在地：岩手県盛岡市川又字奴屋敷61番地6

産業廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管容積 (m3)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	木くず	1.5	173.7	215.5	34.0	第一保管施設 屋内保管 (常時及び定期点検時)
		1.8	203.9	199.1	31.0	第二保管施設 屋外保管 (常時)
		1.8	467.8	586.0	92.0	第二保管施設 屋外保管 (定期点検時)
	紙くず, 繊維くず	—	16.5	8.4	2.0	鋼製収納箱5箱 屋内保管 (常時)
		—	16.5	16.3	4.0	鋼製収納箱9箱 屋内保管 (定期点検時)
処分後の保管	燃え殻	—	24.8	46.5	55.8	屋内保管
	ばいじん	—	8.0	9.42	11.3	屋内保管

(2) 破碎施設

所在地：岩手県盛岡市川又字奴屋敷61番地34

産業廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管容積 (m3)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	1.75	175.0	138.9	—	屋外保管
処分後の保管	破碎物	1.50	70.0	71.3	—	屋外保管

以下余白

